別表二付表一　記載要領

1　この表は、通算法人が当該課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第12条（第２項を除く。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「課税標準法人税額 (1)－(2) (3)」の欄の記載に当たっては、「(1)－(2)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

3　「９」から「11」までの各欄は、「調整前控除限度額 (5)×(7)/(6) (8)」の欄の金額が０を超える場合にのみ記載すること。

4　通算子法人が法第12条（第２項を除く。）の規定の適用を受ける場合におけるこの表の「13」から「19」までの各欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該通算子法人に係る通算親法人が提出する法第17条第１項各号に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書に法第12条第１項に規定する地方法人税控除限度額の計算の基礎となる当該通算親法人及び他の通算法人の有する金額等に関する明細の記載があるこの表が添付されている場合には、当該通算子法人が提出する法第17条第１項各号に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書（当該通算親法人が提出する同項各号に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書に係る同項第１号に規定する期間の末日に終了する当該通算子法人の同条第４項第１号に規定する期間に係るものに限る。）に添付するこの表の「13」から「19」までの各欄は記載を要しない。

(2)　当該通算子法人に係る通算親法人が提出する法第19条第１項の規定による申告書に法第12条第１項に規定する地方法人税控除限度額の計算の基礎となる当該通算親法人及び他の通算法人の有する金額等に関する明細の記載があるこの表が添付されている場合には、当該通算子法人が提出する法第19条第１項の規定による申告書（当該通算親法人が提出する同項の規定による申告書に係る課税事業年度終了の日に終了する当該通算子法人の課税事業年度に係るものに限る。）に添付するこの表の「13」から「19」までの各欄は記載を要しない。